

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 定義

この法律において「危険鳥獣」とは、熊その他の人の日常生活圏に出現した場合に人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれ大きいものとして政令で定める鳥獣をいうものとする。

（第二条第六項関係）

第二 基本指針

基本指針において定める事項として、危険鳥獣の管理に関する事項を加えること。

（第三条第二項第五号関係）

第三 鳥獣保護管理事業計画

鳥獣保護管理事業計画において定める事項として、危険鳥獣の当該都道府県の区域内における生息の状況その他の事情を勘案して必要があると認める場合においては、当該危険鳥獣の人の日常生活圏への侵入の防止に関する事項を加えること。

（第四条第二項第八号関係）

第四 緊急銃猟

一 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、危険鳥獣が、住居、広場その他の人の日常生活の用に供されている場所又は電車、自動車、船舶その他の人の日常生活の用に供されている乗物（以下「住居等」という。）に侵入していること又は侵入するおそれ大きいことを把握し、かつ、当該危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があると認める場合において、銃器を使用した鳥獣の捕獲等（以下「銃猟」という。）以外の方法によつては的確かつ迅速に当該危険鳥獣の捕獲等を行うことが困難であり、かつ、第六の措置その他の措置を講ずることにより銃猟によつて人に弾丸の到達するおそれその他の人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがないと認めるときは、住居等又はその付近において、当該危険鳥獣について銃猟を行うことができるものとする」と。

（第三十四条の二第一項関係）

二 市町村長は、一による銃猟（以下「緊急銃猟」という。）をしようとするときは、その職員に緊急銃猟を実施させ、又はその職員以外の者に委託して緊急銃猟を実施させることができるものとする。

（第三十四条の二第二項関係）

三 市町村長は、二により緊急銃猟を実施させる場合には、第三十九条第一項に規定する狩猟免許を受け

た者であることその他の適正に緊急銃猟を実施するために必要な経験、技能及び知識を有する者として政令で定める要件を備える者に緊急銃猟を実施させるものとする。

（第三十四条の二第三項関係）

四 緊急銃猟として実施する行為については、第八条、第十五条第四項、第十七条、第三十五条第二項及び第三項並びに第三十八条の規定は、適用しないものとする。ただし、同条第三項（弾丸の到達するおそれのある人に向かってする銃猟の制限に係る部分に限る。）の規定については、市町村長の指揮を受け、人の生命又は身体に危害を及ぼすことがないように当該緊急銃猟を実施する場合に限るものとする。

（第三十四条の二第五項関係）

第五 緊急銃猟等のための土地の立入り等

市町村長は、緊急銃猟をし、又は緊急銃猟により捕獲等をした危険鳥獣の適切な処理をするために必要な限度において、その職員に他人の土地に立ち入らせ、若しくは障害物を除去させ、又はその職員以外の者に委託して他人の土地に立ち入らせ、若しくは障害物を除去させることができるものとする。

（第三十四条の三関係）

第六 安全を確保するための措置

一 市町村長は、緊急銃猟をしようとする場合において、緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定める手続に従い、当該危害が発生するおそれのある場所の通行を禁止し、又は制限することができるものとする。

（第三十四条の四第一項関係）

二 市町村長は、緊急銃猟をしようとする場合において、緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止するため必要があると認めるときは、当該危害が発生するおそれのある地域の住民に対し、避難すべき旨を指示することができるものとする。

（第三十四条の四第二項関係）

第七 都道府県知事に対する応援の要求等

市町村長は、緊急銃猟をする必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、的確かつ迅速に当該緊急銃猟をし、又は第五若しくは第六の措置を講ずるため、応援を求めることができるものとする。

（第三十四条の五関係）

第八 損失の補償

市町村長は、緊急銃猟の実施又は第五の措置のため損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をするものとする。

（第三十四条の六関係）

第九 罰則

罰則について、所要の規定を設けること。

（第八十四条の二関係）

第十 施行期日等

一 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

（附則第一条関係）

二 この法律の施行前においても、この法律による改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「新法」という。）第三条又は第四条の規定の例により、それぞれ基本指針又は鳥獣保護管理事業計画を定めることができるものとする。

（附則第二条及び第三条関係）

三 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（附則第四条関係）

四 関係法律について所要の改正を行うこと。

（附則第五条から第七条まで関係）